

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
O T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
O T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L

令和6年
小樽市議会

第4回定例会議案

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 106,835 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,720,345 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		13,875,858	93,000	13,968,858
	1 国庫負担金	9,903,370	93,000	9,996,370
18 道支出金		3,858,303	46,500	3,904,803
	1 道負担金	3,200,863	46,500	3,247,363
19 財産収入		91,417	4,257	95,674
	1 財産運用収入	69,705	4,257	73,962
20 寄附金		1,254,470	13,819	1,268,289
	1 寄附金	1,254,470	13,819	1,268,289
21 繰入金		3,180,409	△ 50,741	3,129,668
	2 基金繰入金	3,144,744	△ 50,741	3,094,003
歳 入	合 計	65,613,510	106,835	65,720,345

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		7,231,969	8,984	7,240,953
	1 総 務 管 理 費	6,984,353	8,984	6,993,337
3 民 生 費		25,918,315	86,041	26,004,356
	1 社 会 福 祉 費	13,229,713	59,456	13,289,169
	2 児 童 福 祉 費	5,493,479	5,632	5,499,111
	5 民 生 施 設 費	395,257	20,953	416,210
4 衛 生 費		6,873,513	△ 16,384	6,857,129
	1 保 健 衛 生 費	2,436,679	6,000	2,442,679
	2 保 健 所 費	992,067	8	992,075
	3 清 掃 費	3,444,767	△ 22,392	3,422,375
5 労 働 費		55,260	3,000	58,260
	1 労 働 諸 費	55,260	3,000	58,260
6 農 林 水 産 業 費		146,958	23	146,981
	1 農 林 業 費	128,524	7	128,531
	2 水 産 業 費	18,434	16	18,450
7 商 工 費		1,702,784	45	1,702,829
	1 商 工 費	1,702,784	45	1,702,829
8 土 木 費		6,525,712	9,254	6,534,966
	5 住 宅 費	81,057	9,254	90,311

9 消 防 費		396,048	5	396,053
	1 消 防 費	396,048	5	396,053
10 教 育 費		2,478,579	2,204	2,480,783
	1 教 育 総 務 費	122,531	2,190	124,721
	5 社 会 教 育 費	449,584	11	449,595
	6 社 会 体 育 費	198,937	3	198,940
12 諸 支 出 金		939,887	3,663	943,550
	2 財 政 調 整 基 金 費	643,640	3,334	646,974
	3 減 債 基 金 費	100,168	329	100,497
14 予 備 費		30,000	10,000	40,000
	1 予 備 費	30,000	10,000	40,000
歳 出 合 計		65,613,510	106,835	65,720,345

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	新小樽（仮称）駅 周辺駐車場等整備 関係事業費	千円 30,239
消 防 費	消 防 費	消防・防災施設整備費 （消防団小型動力ポン プ付積載車購入）	15,048

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
重層的支援体制整備事業費 (基幹相談支援センター事業費)	令和7年度から 令和9年度まで	74,052
高齢者生きがい対策費 (ふれあいパス事業費)	令和7年度	163,000
いなきた児童館・とみおか児童館・ 塩谷児童センター施設関係経費 (とみおか児童館改修事業費)	令和7年度	30,000
さくら学園管理代行業務費等	令和7年度から 令和11年度まで	487,750
夜間急病センター管理代行業務費	令和7年度	227,800
自然の村管理代行業務費等	令和7年度から 令和9年度まで	207,000
臨時市道整備事業費	令和7年度	100,000
後志共同消防指令センター 整備事業費	令和7年度	1,546,000
スクールバス運行経費(銭函小・ 張碓小・長橋小・潮見台小)	令和7年度	60,000
重要文化財旧日本郵船株式会社 小樽支店管理代行業務費等	令和7年度から 令和9年度まで	66,147
水泳教室開催経費	令和7年度	9,498
新総合体育館整備事業費	令和7年度から 令和11年度まで	9,167,000

令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,197,128 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財 産 収 入		千円 129	千円 108	千円 237
	1 財 産 運 用 収 入	129	108	237
歳 入 合 計		13,197,020	108	13,197,128

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 90,322	千円 108	千円 90,430
	1 基 金 積 立 金	90,322	108	90,430
歳 出 合 計		13,197,020	108	13,197,128

令和 6 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,533 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 908,280 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 163,006	千円 △ 1,734	千円 161,272
	1 国庫補助金	163,006	△ 1,734	161,272
3 財産収入		16	13	29
	1 財産運用収入	16	13	29
4 繰入金		57,900	9,254	67,154
	2 一般会計繰入金	54,381	9,254	63,635
歳 入 合 計		900,747	7,533	908,280

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 住宅事業費		千円 601,136	千円 7,533	千円 608,669
	1 住宅管理費	452,012	11,000	463,012
	2 住宅建築費	149,124	△ 3,467	145,657
歳 出 合 計		900,747	7,533	908,280

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
公営住宅建替事業費（塩谷B住宅）	令和7年度から 令和8年度まで	千円 1, 3 3 8, 9 4 2
公営住宅建替等移転助成事業費	令和7年度	2, 7 4 2

令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 548 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,585,107 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財 産 収 入		千円 608	千円 548	千円 1,156
	1 財 産 運 用 収 入	608	548	1,156
歳 入 合 計		15,584,559	548	15,585,107

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 14,274,864	千円 —	千円 14,274,864
	1 介 護 サービス 等 諸 費	13,633,091	△ 7,300	13,625,791
	2 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	207,864	7,300	215,164
4 基 金 積 立 金		146,369	548	146,917
	1 基 金 積 立 金	146,369	548	146,917
歳 出 合 計		15,584,559	548	15,585,107

令和6年度小樽市病院事業会計補正予算

第1条 令和6年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第6号に次のように加える。

ロ 施設改良工事費 14,546千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,751千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額577千円並びに過年度分損益勘定留保資金388,174千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	768,295千円	14,496千円	782,791千円
第1項 企業債	280,000千円	4,800千円	284,800千円
第5項 補助金	－千円	9,696千円	9,696千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,156,996千円	14,546千円	1,171,542千円
第1項 建設改良費	280,000千円	14,546千円	294,546千円

第4条 予算第5条の表中

「

起債の目的	限度額
	千円
医療機器等	280,000

「

起債の目的	限度額
	千円
医療機器等	280,000

整備事業費	を	整備事業費	に改める。
		施設改良 整備事業費	4,800

令和6年12月3日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和6年度小樽市水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度小樽市水道事業会計予算第5条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築改修事業費	令和7年度	千円 250,000
低区配水池築造その2事業費	令和7年度 ～令和8年度	630,000
配水管整備事業費	令和7年度	134,000
改良事業費	令和7年度	30,000

令和6年12月3日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法」の次に「及び法に基づく命令」を加える。

別表第 2 の 1 6 の項及び 1 7 の項中

「

国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

」に改め、

同表 1 8 の項中「国民健康保険給付等関係情報」を「医療保険給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、市の医療費助成に関する事務において、個人番号を含む医療保険給付関係情報の利用を可能とするとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 8 号

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例
小樽市資金基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

小樽市環境資金基金	環境の保全及び創造に関する施策の推進の資金とするため
-----------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、環境の保全及び創造に関する施策の推進の資金とする目的で、新たに環境資金基金を設置するためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 9 号

小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
小樽市ふるさと応援基金条例（平成 2 8 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 3 条の 2」を「第 1 3 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市宿泊税条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市宿泊税条例

(課税)

第 1 条 市は、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項及び第 7 3 1 条第 1 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 1 項に規定する旅館業（同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 1 項の届出をして営む同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

（課税客体及び納税義務者）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（税率）

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

（課税免除）

第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する学校行事又は行事の引率者

(減免)

第6条 市長は、宿泊者が火災、震災、風水害その他これらに類する災害を受けた者であって、必要があると認めるときは、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者(以下単に「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の届出)

第9条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は宿泊施設に係る営業を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は当該指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者として、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又

は名称)

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（この項の規定による届出の日において既に営業を開始している場合にあっては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その変更の内容を市長に届け出なければならない。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（申告納入）

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間（以下「表期間」という。）に徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によ

り納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止又は廃止に係る最終営業日（以下単に「最終営業日」という。）から1月以内に、最終営業日の属する表期間の初日から最終営業日までの間に徴収すべき宿泊税に係る同項の納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

（不足金額等の納入の手續）

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の17から第733条の19までの規定に基づく不足金額、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額（以下「不足金額等」という。）の納入の通知を受けた場合には、当該不足金額等を、当該通知書で指定する期限までに、納入書により納入しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除すること

ができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第13条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に変更を生じた場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の備付け等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、第10条第1項又は第2項に規定する納入申告書の提出期限（以下単に「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」という。）及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（帳簿及び書類の電磁的記録による備付け等）

第15条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存（当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存を含む。）をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が

一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存（当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を含む。）をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

4 前3項の規定による備付け又は作成及び保存が行われている関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムを含む。以下同じ。）に対する市税に関する法令（市の条例、規則その他の規程を含む。）の規定の適用については、当該電磁的記録を当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（賦課徴収）

第16条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法その他の法令又は市税条例の定めるところによる。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第17条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定により関係帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は関係帳簿を隠匿した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して関係帳簿を同項に規定する期間保存しなかった者
- (3) 第14条第2項の規定により作成すべき関係書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は関係書類を隠匿した者
- (4) 第14条第2項の規定に違反して関係書類を同項に規定する期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第20条 第13条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意があった日（以下「同意日」という。）後において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同意日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（特別徴収義務者の事前の届出）

3 同意日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者又は同意日から施行日までの間において旅館業若しくは住宅宿泊事業を営もうとする者は、第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項の規定の例により特別徴収義務者としての届出をしなければならない。

（準備行為）

4 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認及び認定その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（検討）

5 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（賦課徴収の方法の特例）

6 北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(調整規定)

7 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第19条第1項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づく法定外目的税として、新たに宿泊税を課税するためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 1 号中「7, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円（当該審査に係る建築物が建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 0 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物である場合（以下この号において「確認の特例の場合」という。）にあつては、1 3, 0 0 0 円）」に、「1 3, 0 0 0 円」を「2 4, 0 0 0 円（確認の特例の場合にあつては、1 9, 0 0 0 円）」に、「1 9, 0 0 0 円」を「3 7, 0 0 0 円（確認の特例の場合にあつては、2 7, 0 0 0 円）」に、「2 5, 0 0 0 円」を「5 3, 0 0 0 円」に、「4 1, 0 0 0 円」を「8 3, 0 0 0 円」に、「5 5, 0 0 0 円」を「1 1 0, 0 0 0 円」に、「1 6 0, 0 0 0 円」を「3 2 0, 0 0 0 円」に、「2 7 0, 0 0 0 円」を「5 3 0, 0 0 0 円」に、「4 9 0, 0 0 0 円。」を「9 7 0, 0 0 0 円」に改め、同表第 8 2 号中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 1 項」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 7, 0 0 0 円（当該検査に係る建築物が建築基準法施行令第 1 0 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物である場合（以下この号において「検査の特例の場合」という。）にあつては、1 5, 0 0 0 円）」に、「1 1, 0 0 0 円」を「1 4, 0 0 0 円（検査の特例の場合にあつては、1 3, 0

00円)」に、「14,000円」を「19,000円（検査の特例の場合にあっては、17,000円）」に、「13,000円」を「16,000円（検査の特例の場合にあっては、14,000円）」に、「18,000円」を「26,000円（検査の特例の場合にあっては、22,000円）」に、「17,000円」を「24,000円（検査の特例の場合にあっては、20,000円）」に、「24,000円」を「37,000円」に、「22,000円」を「34,000円」に、「39,000円」を「54,000円」に、「36,000円」を「50,000円」に、「54,000円」を「75,000円」に、「49,000円」を「71,000円」に、「130,000円」を「150,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に、「200,000円」を「270,000円」に、「190,000円」を「230,000円」に、「400,000円」を「540,000円」に、「390,000円」を「480,000円」に改め、同表第82号の2中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「11,000円」を「13,000円」に、「13,000円」を「15,000円」に、「16,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「27,000円」に、「33,000円」を「39,000円」に、「45,000円」を「53,000円」に、「100,000円」を「110,000円」に、「160,000円」を「190,000円」に、「320,000円」を「370,000円」に改め、同表第83号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表第113号の2中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同表第114号中「12,000円」を「13,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同表第115号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「14,000円」を「15,000円」に改め、同表第116号中「11,000円」を「13,000円」に、「7,000

円」を「8,000円」に改め、同表第117号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同表第122号の7ア中「及び第122号の11から第122号の13まで」を「、第122号の11及び第122号の12」に改め、同号ア(イ)中「第122号の13」を「第122号の12」に改め、同号イ中「、次号」を「から第122号の9まで」に改め、同号エ(7) a中「及び第122号の11から第122号の13まで」を「、第122号の11及び第122号の12」に改め、同表第122号の9中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同号ア(7)及び(イ)中「当該計画に係る建築物」を「住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物」に改め、同号ア(ハ)中「(7)及び(イ)に掲げる場合以外の場合」を「住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該判定を申請し、又は計画を通知する場合(7)及び(イ)に掲げる場合を除く。）」に改め、同号アに次のように加える。

- (イ) 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この号において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(ハ)及び(カ)並びにイ(イ)、(イ)及び(カ)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 36,000円
 - b 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 40,000円
 - c 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 71,000円
 - d 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 117,000円
 - e 共同住宅等で床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 199,000円
 - f 共同住宅等で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 284,000円
- (ハ) 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計

画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 27,000円
 - b 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 30,000円
 - c 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 53,000円
 - d 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 88,000円
 - e 共同住宅等で床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 152,000円
 - f 共同住宅等で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 221,000円
- (7) 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する基準に適合する場合（以下「仕様基準の場合」という。） 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 15,000円
 - b 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 16,000円
 - c 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 25,000円
 - d 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 39,000円
 - e 共同住宅等で床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 60,000円
 - f 共同住宅等で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 78,000円

別表122号の9イ(7)及び(4)中「当該計画に係る建築物」を「住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物」に改め、同号(7)中「(7)及び(4)に掲げる場合以外の場合」を「住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該判定を申請し、又は計画を通知する場合（(7)及び(4)に掲げる場合を除く。）」に改め、同号イに次のように加える。

- (4) 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,000円
 - b 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,000円
 - c 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 41,000円
 - d 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 70,000円
 - e 共同住宅等で床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 123,000円
 - f 共同住宅等で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 183,000円
- (イ) 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,000円
 - b 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 18,000円
 - c 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 32,000円
 - d 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 55,000円
 - e 共同住宅等で床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 99,000円
 - f 共同住宅等で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 152,000円
- (ロ) 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について仕様基準の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 8,000円
 - b 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 9,000円
 - c 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 14,000円
 - d 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 20,000円
 - e 共同住宅等で床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 31,000円
 - f 共同住宅等で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 40,000円
- 別表第122号の10中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を

「第13条」に改め、同号ア及びイ中「当該計画に係る建築物」を「住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物」に改め、同号ウ中「ア及びイに掲げる場合以外の場合」を「住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について当該判定を受けていた場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）」に改め、同号ウの次に次のように加える。

エ 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前号イ(エ) aからfまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

オ 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前号イ(オ) aからfまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

カ 住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について仕様基準の場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前号イ(カ) aからfまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

別表第122号の11中「この号に」を「この号から第122号の13までに」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ア中「及びイ」を「からイまで」に改め、同号ア(ア)中「イ」の次に「及びイ」を加え、同号ア中(イ)を(イ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 27,000円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 30,000円

別表第122号の11イ中「及びウ」を「からエまで」に改め、「(ウ)の次に「及びエ」を加え、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(7)に定める金額に(4)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(7)に定める金額）

(7) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 53,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 88,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 152,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）
- d 住宅の戸数が46戸以上のもの 221,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

(4) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 53,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 88,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 152,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 221,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

別表第122号の11注記1中「エ」を「オ」に改め、同号注記2中「エ又はウ及びエ」を「オ、ウ及びオ又はエ及びオ」に改め、同号注記3中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号注記4中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第122号の12中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号において「法」という。）第36条第1項」を「法第31条第1項」に改め、同表第122号の12イ中「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同表第122号の12イ(7)中「(イ)」の

次に「及び(ハ)」を加え、同表第122号の12イ中(イ)を(ハ)とし、(7)の次に次のように加える。

(イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,000円
- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 18,000円

別表第122号の12ウ中「及びエ」を「からオまで」に改め、「(エ)の次に「及びオ」を加え、同号カ中「第37条」を「第32条」に改め、同号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(7)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(7)に定める金額）

(7) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 32,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 55,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 99,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）
- d 住宅の戸数が46戸以上のもの 152,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 32,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 55,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 9

9,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 152,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

別表第122号の12注記1中「オ」を「カ」に改め、同号注記2中「オ又はエ及びオ」を「カ、エ及びカ又はオ及びカ」に改め、同号注記3中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号注記4中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第122号の13を次のように改める。

(122)の13 法第11条1項に規定する要確認特定建築行為（以下この号において単に「要確認特定建築行為」という。）又は仕様基準の場合に係る建築基準法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく工事の完了検査

建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物又は仕様基準の場合の完了検査手数料

ア 工場、倉庫等の用途に供する要確認特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この号において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 4,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 5,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 7,000円

(2) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー

トル以内のもの 14,000円

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 17,000円

(ロ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 20,000円

(ハ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 24,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 31,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー

トル以内のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 51,000円

(ロ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 61,000円

(ハ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 72,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第82号の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）、別表第82号の2の改正規定（「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める部分に限る。）、別表第83号の改正規定、別表第115号の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）及び別表第117号の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の小樽市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に請求される事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設等を行うほか、建築基準法の一部改正等に伴い、既存の手数料の改定を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例
小樽市特別会計設置条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 6 号）の一部を次のよう
に改正する。

本則中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の本則第 4 号に規定する住宅事業特別会計に係る令和 6 年度分の歳
入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（小樽市営住宅整備基金条例の一部改正）

3 小樽市営住宅整備基金条例（昭和 6 0 年小樽市条例第 2 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条中「積立てる額は、住宅事業特別会計歳入歳出予算」を「積み立て
る額は、一般会計歳入歳出予算」に改める。

（小樽市営住宅敷金基金条例の一部改正）

4 小樽市営住宅敷金基金条例（昭和 5 9 年小樽市条例第 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第5条の見出し中「取りくずし」を「取崩し」に改め、同条中「取りくずして住宅事業特別会計」を「取り崩して一般会計」に改める。

第6条中「住宅事業特別会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、住宅事業特別会計を廃止するためであります。

小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
小樽市総合福祉センター条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「小樽市富岡 1 丁目 5 番 1 0 号」を「小樽市築港 1 1 番 1 号」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号を削る。

第 4 条の 3 第 3 号中「の建物」を「の施設」に、「建物等」を「施設等」に改める。

第 4 条の 4 第 1 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「午前 9 時から午後 5 時まで」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第 5 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 6 0 歳以上の者、ひとり親及びその子、寡婦、障害者並びにこれらの団体

第6条第2項第4号中「建物等」を「施設等」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条中「建物等」を「施設等」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として総合福祉センターを移転するとともに、同センターの開館時間及び休館日の変更並びに事業の一部の廃止を行うほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市児童厚生施設条例（平成 1 7 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条の表中「小樽市総合福祉センター内」を削る。

第 7 条第 1 項第 1 号中「（小樽市とみおか児童館にあつては、午前 9 時か
ら午後 4 時まで）」を削る。

第 2 条 小樽市児童厚生施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「小樽市富岡 1 丁目 5 番 1 0 号」を「小樽市花園 2 丁目 1 0
番 1 8 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、総合福祉センターの移転等に伴い、とみおか児
童館を移転するとともに、同館の利用者の利便性の向上を目的として開館時間
を変更するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例
小樽市勤労女性センター条例（昭和 4 9 年小樽市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「小樽市花園 2 丁目 1 0 番 1 8 号」を「小樽市築港 1 1 番 1 号」に改める。

第 7 条第 2 号中「の建物」を「の施設」に、「建物等」を「施設等」に改める。

第 8 条第 1 項中「使用料は、」の次に「別表に定める大ホールの使用料及び」を加え、同条第 2 項中「とき」の次に「又は同条第 1 号及び第 2 号に規定する者が大ホールを使用するとき」を加え、同条第 3 項中「暖房又は」を「冷暖房又は」に、「暖房料」を「冷暖房料」に改め、同条第 4 項中「（前項のガス使用料を除く。）」を削る。

第 1 2 条中「建物等」を「施設等」に改める。

別表中

「

3 1 号 講 習 室	400	700	700
3 2 号 講 習 室	400	700	700

4 1 号 講 習 室	400	700	700
4 2 号 講 習 室	400	700	700
調 理 講 習 室	1,000	1,400	1,400
和 室	300	450	450
茶 室	600	900	900
軽 運 動 室	1,600	2,400	2,400

」

を

「

講 習 室 1	700	1,100	1,100
講 習 室 2	700	1,100	1,100
講 習 室 3	700	1,100	1,100
多目的ルーム	700	1,100	1,100
音楽スタジオ	700	1,100	1,100
調 理 室	1,300	1,800	1,800
和室（すみれ）	250	350	350
和室（ふじ）	250	350	350
茶 室	500	700	700
健康スタジオ	1,600	2,300	2,300
大 ホ ー ル	5,000	8,000	8,000

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として勤労女性センターを移転するとともに、移転に伴い、講習室等の区分及び使用料の変更を行うほか、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 1 6 号

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 1 7 年小樽市条例第 6 0 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 6 項第 2 号中「による被保険者証」を「の被保険者」に、「による
高齢受給者証を交付されている者」を「の被保険者、加入者、組合員若しくは
被扶養者で当該月の前月以前に 7 0 歳に達しているもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正
に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例
小樽市営住宅条例（平成 9 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 公営住宅の部高島住宅の項中

「

昭和 5 2 年度	1 2 0 戸
昭和 5 3 年度	3 0 戸

を

」

「

昭和 5 1 年度（令和 7 年度に北海道から事業主体変更）	2 4 戸
昭和 5 2 年度（令和 7 年度に北海道から事業主体変更）	4 0 戸
昭和 5 2 年度	1 2 0 戸
昭和 5 3 年度	3 0 戸

に改め、同部戸数合計の部分中「2，

」

8 1 2 戸」を「2， 8 7 6 戸」に改め、同表戸数総計の部分中「3， 0 0 2 戸」

を「3, 066戸」に改める。

別表第4駐車場の部高島住宅駐車場の項中「109」を「168」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、道営住宅高島団地の事業主体を北海道から小樽市に変更し、同住宅を市営住宅とするためであります。

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例
第 1 条 小樽市港湾施設管理使用条例（昭和 3 0 年小樽市条例第 1 5 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 6 条中「第 5 0 条第 1 項」を「第 4 8 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「及び(11)指定保税地域蔵置使用」を「、(11)指定保
税地域蔵置使用及び(12)第 3 号ふ頭小型船だまり使用」に改める。

別表(2)の項中

「
ウ 港湾施設以外の施設のために使用すると
きは、ア又はイの 5 割増しとする。
」

を

「
ウ 港湾施設以外の施設のために使用すると
き（エを除く。）は、ア又はイの 5 割増しと
する。
エ 主として自動販売機を設置する目的で使
用するとき
1 台 1 月までごとに 1,364円
」

に改め、同表に次のように加える。

(12) 第3号ふ頭小型船だまり使用	ア 第1乗り場A又は第1乗り場B		
	(1) 日単位の使用	1日ごとに	3,000円
	(2) 月単位の使用	1月ごとに	88,000円
	(3) 年単位の使用	1年ごとに	1,010,000円
	イ 第2乗り場		
	(1) 日単位の使用	1日ごとに	4,300円
	(2) 月単位の使用	1月ごとに	125,000円
	(3) 年単位の使用	1年ごとに	1,430,000円

第2条 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「及び(12)第3号ふ頭小型船だまり使用」を「、(12)小樽港観光船ターミナル使用及び(13)第3号ふ頭小型船だまり使用」に改める。

別表中(12)の項を(13)の項とし、(11)の項の次に次のように加える。

(12) 小樽港観光船ターミナル使用	ア 多目的ホール使用		
	(1) 午前	午前9時から正午まで	6,000円
	(2) 午後	午後1時から午後5時まで	8,000円
	(3) 夜間	午後6時から午後9時まで	6,000円
	イ ア以外の使用		
		1平方メートル1月までごとに	1,800円

別表備考に次のように加える。

4 商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として多目的ホールを使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分における使用料の額の5割増しとする。

5 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間の時間区分を通

じて多目的ホールを使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分における使用料の額（備考4の規定の適用を受ける場合にあっては、備考4の規定による額）の合計額とする。

- 6 備考5に定める場合を除き、午前、午後又は夜間の時間区分以外の時間に30分以上多目的ホールを使用する場合（午前、午後又は夜間の時間区分と連続して使用する場合に限る。）の当該時間に係る使用料は、1時間までごとに2,000円（備考4に規定する使用の場合にあっては、3,000円）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第16条の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第1条中別表(2)の項の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の第17条第1項第2号及び別表(2)の項に規定する第3号ふ頭小型船だまり並びに第2条の規定による改正後の第17条第1項第2号及び別表(2)の項に規定する小樽港観光船ターミナルの使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、令和7年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル及び第3号ふ頭小型船だまりの使用料を設定するとともに、港湾施設用地における自動販売機の設置に係る使用料を設定するほか、港湾法の一部改正に伴う所要の改正を行うためであります。

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年小樽市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号」を「次」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「こと」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「こと」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同項第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専

門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）を、「よる専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。）」を、「後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。以下同じ。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同項第8号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同項第11号とし、同項第7号中「水道に」を「水道等に」に改め、「こと」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した場合であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第3条第1項第6号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「学校を卒業し、」を「卒業をし、」に、「学校を卒業した」を「卒業をした」に、「1年以上、第2号」を「2年以上、第2号」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「こと」の次に「(第1号に規定する卒業をした場合にあつては1年以上、第2号に規定する卒業をした場合にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同項

第7号とし、同項第4号中「よる中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。)」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。)

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。)

第3条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。)」とあるのは

「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第7号中「2年以上、第2号に規定する卒業をした場合にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（第1号に規定する卒業をした場合にあつては1年以上、第2号に規定する卒業をした場合にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号に規定する卒業をした場合にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第8号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第9号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第10号中「3

年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」と、同項第11号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有すること」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した場合にあっては3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した場合（専門職大学前期課程にあっては、修了した場合。以下同じ。）にあっては5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した場合にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第3号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した場合（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限

る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した場合であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

第4条第2項中「前条第1項」とあるのは「前条」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に、「6か月」を「6月」に改め、「は5年以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、水道法施行令等の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を変更するとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 20 号

小樽市総合博物館条例及び小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市総合博物館条例及び小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例

(小樽市総合博物館条例の一部改正)

第 1 条 小樽市総合博物館条例（平成 1 8 年小樽市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表共通入館料の項中「250円」を「300円」に、「500円」を「600円」に改め、同表定期入館料の項中「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,200円」に改め、同表備考1第8号中「のうちの2館」を削る。

(小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部改正)

第 2 条 小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例（昭和 6 2 年小樽市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表共通入館料の項中「250円」を「300円」に、「500円」を「600円」に改め、同表定期入館料の項中「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,200円」に改め、同表備考1第4号中「のうちの2館」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の小樽市総合博物館条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入館に係る入館料について適用し、施行日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の小樽市総合博物館条例別表の規定又は第2条の規定による改正前の小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例別表の規定による共通入館料又は定期入館料で施行日以後においても入館することができるものは、施行日以後においては、それぞれ第1条の規定による改正後の小樽市総合博物館条例別表の規定又は第2条の規定による改正後の小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例別表の規定による共通入館料又は定期入館料とみなす。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、総合博物館及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の共通入館料及び定期入館料を改定するとともに、共通入館料により入館可能な施設数を変更するためであります。

工事請負変更契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を下記
のとおり締結する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 1 0 億 7 , 1 9 7 万 2 , 0 0 0 円
 変 更 後 1 0 億 6 , 3 5 2 万 4 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
 阿部・福島・西條共同企業体
 代表者
 阿部建設株式会社

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店
- 2 指定する法人等の名称 株式会社日比谷花壇
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 おたる自然の村
- 2 指定する法人等の名称 一般財団法人おたる自然の村公社
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市さくら学園
- 2 指定する法人等の名称 社会福祉法人後志報恩会
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 26 号

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 除雪ドーザ
- 2 取得価格 2, 328 万 7, 000 円
- 3 取 得 先 石狩市新港西 3 丁目 737 番地 13

コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー札幌北支店

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 27 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から42年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 220,141 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,940,486 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		13,968,858	3,870	13,972,728
	2 国庫補助金	3,946,226	3,870	3,950,096
18 道支出金		3,904,803	2,741	3,907,544
	2 道補助金	436,826	2,741	439,567
21 繰入金		3,129,668	213,530	3,343,198
	2 基金繰入金	3,094,003	213,530	3,307,533
歳 入 合 計		65,720,345	220,141	65,940,486

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		247,439	304	247,743
	1 議会費	247,439	304	247,743
2 総務費		7,240,953	11,366	7,252,319
	1 総務管理費	6,993,337	6,474	6,999,811
	2 徴税費	87,564	758	88,322

	3 戸籍住民 基本台帳費	89,868	4,134	94,002
3 民生費		26,004,356	45,704	26,050,060
	1 社会福祉費	13,289,169	17,296	13,306,465
	2 児童福祉費	5,499,111	27,829	5,526,940
	4 国民年金費	4,764	579	5,343
4 衛生費		6,857,129	705	6,857,834
	1 保健衛生費	2,442,679	378	2,443,057
	3 清掃費	3,422,375	327	3,422,702
5 労働費		58,260	1,638	59,898
	1 労働諸費	58,260	1,638	59,898
6 農林水産業費		146,981	408	147,389
	1 農林業費	128,531	408	128,939
7 商工費		1,702,829	1,047	1,703,876
	1 商工費	1,702,829	1,047	1,703,876
8 土木費		6,534,966	1,201	6,536,167
	2 道路橋りょう費	3,006,795	612	3,007,407
	4 都市計画費	1,174,687	653	1,175,340
	5 住宅費	90,311	△ 64	90,247
10 教育費		2,480,783	23,692	2,504,475
	1 教育総務費	124,721	1,693	126,414
	2 小学校費	868,068	10,756	878,824

	3 中 学 校 費	422,190	3,611	425,801
	5 社 会 教 育 費	449,595	7,632	457,227
13 職 員 給 与 費		8,551,263	134,076	8,685,339
	1 職 員 給 与 費	8,551,263	134,076	8,685,339
歳 出 合 計		65,720,345	220,141	65,940,486

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
放課後児童健全育成事業費 (放課後児童クラブ 運営業務委託料)	千円 1,879,351	千円 2,115,771

令和 6 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,047 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,694 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 5,916	千円 1,047	千円 6,963
	1 一般会計繰入金	5,916	1,047	6,963
歳 入 合 計		38,647	1,047	39,694

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管 理 費		千円 38,597	千円 1,047	千円 39,644
	1 管 理 費	38,597	1,047	39,644
歳 出 合 計		38,647	1,047	39,694

令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,194 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,208,322 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 道 支 出 金		千円 10,199,277	千円 2,115	千円 10,201,392
	1 道 補 助 金	10,199,277	2,115	10,201,392
5 繰 入 金		1,246,112	9,079	1,255,191
	1 一般会計繰入金	1,193,418	9,079	1,202,497
歳 入 合 計		13,197,128	11,194	13,208,322

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 390,026	千円 11,194	千円 401,220
	1 総 務 管 理 費	390,026	11,194	401,220
歳 出 合 計		13,197,128	11,194	13,208,322

令和 6 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 64 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 908, 216 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		千円 67,154	千円 △ 64	千円 67,090
	2 一般会計繰入金	63,635	△ 64	63,571
歳 入 合 計		908,280	△ 64	908,216

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 住 宅 事 業 費		千円 608,669	千円 △ 64	千円 608,605
	1 住 宅 管 理 費	463,012	△ 64	462,948
歳 出 合 計		908,280	△ 64	908,216

令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,570 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,589,677 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 4,069,286	千円 65	千円 4,069,351
	2 国庫補助金	1,447,077	65	1,447,142
3 支払基金交付金		3,919,606	62	3,919,668
	1 支払基金交付金	3,919,606	62	3,919,668
4 道支出金		2,095,547	29	2,095,576
	2 道補助金	78,427	29	78,456
6 繰入金		2,526,610	4,414	2,531,024
	1 一般会計繰入金	2,376,047	4,370	2,380,417
	2 基金繰入金	150,563	44	150,607
歳 入 合 計		15,585,107	4,570	15,589,677

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 302,191	千円 4,341	千円 306,532
	1 総 務 管 理 費	161,001	759	161,760
	2 徴 収 費	15,013	533	15,546
	3 介 護 認 定 費 審 査 会	124,544	3,049	127,593
3 地域支援事業費		592,193	229	592,422
	3 一 般 介 護 予 防 費 事 業	14,856	229	15,085
歳 出 合 計		15,585,107	4,570	15,589,677

令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和6年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,608,393千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 750,455	千円 1,978	千円 752,433
	1 一般会計繰入金	750,455	1,978	752,433
歳 入 合 計		2,606,415	1,978	2,608,393

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 61,654	千円 1,978	千円 63,632
	1 総務管理費	52,623	1,978	54,601
歳 出 合 計		2,606,415	1,978	2,608,393

令和6年度小樽市水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度小樽市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
----------	---------	---------	-----

第1款 水道事業費用	2,579,737千円	14,700千円	2,594,437千円
第1項 営業費用	2,408,076千円	14,700千円	2,422,776千円

第3条 予算第9条に定めた経費を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	459,704千円	14,700千円	474,404千円

令和6年12月11日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

第1条 令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	167,228千円	896千円	168,124千円
------------------	-----------	-------	-----------

第1項 営業費用	156,356千円	896千円	157,252千円
----------	-----------	-------	-----------

第3条 予算第7条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費	28,403千円	896千円	29,299千円
-----------	----------	-------	----------

令和6年12月11日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和6年度小樽市簡易水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度小樽市簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度小樽市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		入	
第1款 簡易水道事業収益	147,408千円	303千円	147,711千円
第2項 営業外収益	67,563千円	303千円	67,866千円
		出	
第1款 簡易水道事業費用	152,850千円	303千円	153,153千円
第1項 営業費用	149,572千円	303千円	149,875千円

第3条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,697千円	303千円	3,000千円

第4条 予算第9条本文中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、74,501千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、74,804千円」に改める。

令和6年12月11日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 11 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例
(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 46 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 1 号中「23,360 円」を「26,000 円」に改め、同項第 2 号中「13,060 円」を「14,500 円」に改め、同項第 3 号中「8,800 円」を「9,800 円」に改める。

第 24 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 122.5」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」を加える。

第 25 条第 2 項中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 102.5」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」を加える。

別表第 1 号及び別表第 2 号を次のように改める。

別表第1号（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100

33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		

72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			

110	304,200	353,600				
111	304,600	353,900				
112	304,900	354,200				
113	305,100	354,700				
114	305,300					
115	305,600					
116	306,000					
117	306,200					
118	306,400					
119	306,700					
120	307,000					
121	307,400					
122	307,600					
123	307,900					
124	308,200					
125	308,500					

別表第2号（第4条関係）

医療職給料表

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	310,700	426,700	484,400	574,500
2	314,100	428,700	486,200	577,600
3	317,600	430,700	488,000	580,700
4	321,000	432,600	489,800	583,800
5	324,400	434,500	491,600	586,700
6	327,800	436,100	493,300	589,100
7	331,300	437,700	495,000	591,500
8	334,700	439,300	496,700	593,900
9	338,100	440,900	498,400	596,100
10	341,500	442,700	500,500	597,600
11	344,600	444,500	502,600	599,100
12	347,700	446,300	504,700	600,600
13	350,800	448,100	506,700	602,100
14	354,000	449,900	508,600	603,200
15	357,100	451,700	510,700	604,300
16	360,200	453,500	512,700	605,200
17	363,200	455,100	514,600	606,400
18	370,000	457,100	516,600	607,400
19	372,600	459,000	518,600	608,400
20	375,100	460,900	520,400	609,400
21	377,600	462,300	522,200	610,400
22	380,100	464,100	524,000	
23	382,800	465,900	525,800	
24	385,500	467,700	527,600	
25	388,100	469,500	529,200	
26	390,200	471,300	531,000	
27	392,700	473,100	532,800	
28	395,200	474,900	534,600	
29	397,700	476,700	536,200	
30	400,300	478,500	538,000	
31	403,000	480,300	539,800	
32	405,600	482,100	541,500	
33	408,100	483,900	543,100	

34	410,500	485,800	544,900
35	412,700	487,700	546,600
36	414,800	489,600	548,300
37	416,900	491,500	549,800
38	419,000	493,200	551,400
39	420,500	495,000	552,800
40	422,000	496,800	554,400
41	423,500	498,400	555,900
42	424,900	500,200	557,300
43	426,400	502,000	558,700
44	427,900	503,600	560,000
45	429,300	505,000	561,200
46	430,700	506,700	562,200
47	432,200	508,500	563,200
48	433,700	510,200	564,200
49	435,100	511,700	565,200
50	436,500	513,000	566,100
51	438,000	514,300	567,000
52	439,500	515,600	567,900
53	440,900	516,600	568,700
54	442,300	517,900	569,600
55	443,700	519,200	570,500
56	445,100	520,500	571,400
57	446,500	521,500	572,300
58	447,900	522,300	573,200
59	449,300	523,100	574,100
60	450,700	523,900	574,800
61	452,100	524,800	575,700
62	453,500	525,600	576,600
63	454,900	526,400	577,500
64	456,300	527,100	578,400
65	457,700	527,900	579,300
66	459,100	528,700	
67	460,800	529,400	
68	462,400	530,300	
69	464,000	531,200	
70	465,600	532,000	
71	466,800	532,900	
72	468,000	533,800	

73	469, 100	534, 600
74	470, 100	535, 500
75	471, 100	536, 400
76	472, 000	537, 100
77	472, 800	537, 900
78	473, 500	538, 800
79	474, 200	539, 700
80	474, 900	540, 600
81	475, 500	541, 400
82	476, 200	542, 300
83	476, 900	543, 200
84	477, 500	544, 100
85	478, 100	544, 900
86	478, 400	545, 800
87	479, 000	546, 700
88	479, 700	547, 600
89	480, 400	548, 400
90	480, 800	
91	481, 400	
92	482, 100	
93	482, 800	
94	483, 200	
95	483, 800	
96	484, 400	
97	484, 900	
98	485, 400	
99	485, 900	
100	486, 400	
101	486, 900	
102	487, 300	
103	487, 800	
104	488, 200	
105	488, 700	
106	489, 200	
107	489, 800	
108	490, 400	
109	490, 800	
110	491, 300	

111	491,900		
112	492,500		
113	493,000		
114	493,500		

(小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年小樽市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第3項中「216,200円」を「219,500円」に改め、同条第4項中「いう。)に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の68.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の71.25」を加え、同条第5項中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

(小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部改正)

第3条 小樽市特別職に属する職員の給与条例(昭和26年小樽市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在職期間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6月	100分の225	100分の235
5月以上6月未満	100分の180	100分の188
3月以上5月未満	100分の135	100分の141
3月未満	100分の67.5	100分の70.5

第4条 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6月	100分の230
5月以上6月未満	100分の184
3月以上5月未満	100分の138

3月未満	100分の69
------	---------

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「23,360円」を「26,000円」に改め、同項第2号中「13,060円」を「14,500円」に改め、同項第3号中「8,800円」を「9,800円」に改める。

第6条第2項の表を次のように改める。

在職期間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6月	100分の225	100分の235
5月以上6月未満	100分の180	100分の188
3月以上5月未満	100分の135	100分の141
3月未満	100分の67.5	100分の70.5

第6条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6月	100分の230
5月以上6月未満	100分の184
3月以上5月未満	100分の138
3月未満	100分の69

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小樽市職員給与条例、第2条の規定による改正後の小樽市職員給与条例の一部を改正する条例、第3条の規定による改正後の小樽市特別職に属する職員の給与条例及び第5条の規定による改正後の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小樽市職員給与条例、第2条の規定による改正前の小樽市職員給与条例の一部を改正する条例、第3条の規定による改正前の小樽市特別職に属する職員の給与条例及び第5条の規定による改正前の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の寒冷地手当の額及び期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合にお
いては」を、「100 分の 122.5」の次に「、12 月に支給する場合にお
いては 100 分の 127.5」を加え、同条第 4 項中「当該フルタイム会計年
度任用職員の」を「会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 3
0 分以上である者に限る。）としての」に改める。

第 11 条の 2 第 2 項中「総額は、勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給
する場合においては」を、「100 分の 52.5」の次に「、12 月に支給す
る場合においては 100 分の 57.5」を加える。

別表第 1 号を次のように改める。

別表第1号（第3条関係）

会計年度任用職員行政職給料表

職務の級 号 俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000

34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900

73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200

111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）で任期の定めが3月以下のもの（令和6年4月1日以降の引き続く任期（1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）の合計が3月を超える者を除く。以下同じ。）及びパートタイム会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員をいう。）で任期の定めが3月以下のもの又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のものについては、改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 39 号

小樽市教育委員会教育長の任命について

下記の者を本市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

中 島 正 人

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 4 0 号

小樽市公平委員会委員の選任について

下記の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2
第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

関 口 正 雄

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 4 1 号

小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第
4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

庄 司 慶 壽

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 4 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

黒 川 裕 之

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 提出

小樽市議会議員	横 尾 英 司
同	中 村 吉 宏
同	面 野 大 輔
同	前 田 清 貴

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5 を」を「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 3 5 をそれぞれ」に改める。

第 2 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 3 5 をそれぞれ」を「1 0 0 分の 2 3 0 を」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 9 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和6年度小樽市一般会計補正予算

令和6年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,470千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,613,510千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 道 支 出 金		千円 3,800,833	千円 57,470	千円 3,858,303
	3 道 委 託 金	163,144	57,470	220,614
歳 入 合 計		65,556,040	57,470	65,613,510

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 7,174,499	千円 57,470	千円 7,231,969
	4 選 挙 費	2,846	57,470	60,316
歳 出 合 計		65,556,040	57,470	65,613,510